

◆2013年1月30日◆

県教委、退職手当削減 3月20日施行を回答

本日1月30日、退職手当見直しについて教育委員会との団体交渉を行い、高教組からは10名が参加しました。最初に、県教委総務課長から回答があり、交渉に入りました。

<県教委回答>

- 1 退職手当条例の施行日は議会議決後の平成25年3月20日とする。
- 2 支給率の引き下げ方法については、国に準じて、改正条例の施行日である3月20日から平成25年9月30日までの間は調整率を100分の98、平成25年10月1日から100分の92、平成26年7月1日から100分の87とする。
- 3 退職手当の算定方法を変更し、一定率を乗じた後の給料月額(特例給料月額)により退職手当を算出する。

高教組退職手当削減による教職員の早期退職が起きている背景には、国家公務員の退職手当削減を衆院解散日に強行可決したことにある。組合と教委という立場の違いはあるが、制度の問題と認識しているか。教育公務員として同じ土俵に立つことはできるか。

県教委行政を担うものとしては、やむを得ない状況であると認識している。

高教組1/23付静岡新聞で「教育総務課の担当者は3月末にかけて駆け込み退職が出かねないとの懸念を示した」と書かれているが、どういう意味での発言か。

県教委埼玉県的狀況を受けて取材があったので、そのように答えた。

高教組全国で教員に対するバッシングが起こっている。「懸念を示した」という言い方は、教職員に問題があるかのように捉えられる。たとえ早期退職があっても、県教委はそれを批難するようなコメント(「教員としての使命」「遺憾である」など)を発してはならない。

長い間、本県の教育に貢献してきたにもかかわらず、世間から非難され、さらに県教委が追い打ちをかけるようなことがあってはならない。「懸念を示す」ようなことがない制度をつくってほしい。

県教委確定交渉以来、組合とは2回の交渉を経ての回答である。現段階での各都道府県の状況を確認したところ、すでに16都府県が12月議会において決定。31府県が2月議会での条例改正を予定している。1月29日現在、1月1日施行が7都府県、年度内施行・予定が24府県、4月1日施行・予定が16道府県であった。

こうした状況を踏まえて2月議会に条例改正案を先のように提出する。厳しい内容だが民間との較差があるなか県民理解を得るためのギリギリの提案である。

高教組「4月1日以降」を期待していたが、前回の「3月下旬」という提案とほぼかわらず、率直に言って残念である。この問題を巡る全国的な混乱を考えれば、この提案では本県においても同じ事態を招くことになる。なぜこのような回答になったのか理解できない。

県教委国が実施したので、県としても速やかに実施することが必要になっている。12月議会では、組合との交渉も間に合わないので2月議会での提案となった。

高教組「制度の欠陥」の声も大きくなっている。しかし、今年度定年となる教職員はみんなイヤな思いをしている。21日に終業式・卒業式の学校もあり、混乱は必至。終業式に出ない担任を非難できるか。

県教委非難はできないと思います。

高教組世間からの非難に対して誰が責任をとるのか。こんな制度をつくった側の責任ではないか。16道府県が先送りしたのに、なぜ本県は4月1日にしないのか。または、影響が少ない3月31日にできないのか。

県教委部局には県教委の意見は伝えているが、県知事は勘違いしているところもある。県議会の最終日が3月19日なので、速やかに実施するためには20日が適当。

高教組自分は今年度定年だが、実は悩んでいる。現場の教職員のことを本当に考えているのかなと思う。

高教組早期退職したことで不利益を蒙ることが無いように校長を通じて周知せよ。再任用等はどうなるか。

県教委再任用の選考試験は終わっているので、任用でのペナルティなどはない。ただ、10日間の空白があるので、夏季一時金は30/100となる。

高教組教育現場の混乱を招いたのは、教員の自覚の問題などではなく、制度の問題であり、このような制度をつくっても乗りきれると高をくくっている国や県にこそ責任がある。混乱を回避し、長い間本県の教育に貢献してきた教職員への敬意があるならば、少なくとも実施は4月1日以降とすべきである。

県教委の回答は受け入れるわけにはいかない。